

日精協発第 16026 号
平成 28 年 4 月 28 日

公益社団法人日本精神科病院協会
会 員 各 位

公益社団法人日本精神科病院協会
会長 山崎 學
(公印省略)

熊本地震の被災会員病院に対する義援金の募集について

平素は、当協会の活動にご理解ご協力賜り厚くお礼申し上げます。

4 月 14 日発生した熊本地震は、被災地の会員病院に甚大な被害をもたらしており、これらの情報は、随時日精協ホームページ並びにエクスプレスでお知らせしているところでもあります。

4 月 27 日に日精協対策本部会議を開催し、被災会員病院の窮状を当協会の全会員病院を挙げて救援するために、下記により義援金を募集することにいたしました。

つきましては、誠に恐縮に存じますが会員各位におかれては事情ご賢察いただき、義援金募集に絶大なるご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、義援金は各都道府県支部で一括取りまとめ、日精協に送金いただくことに致しましたので、義援金の振込口座は所属の支部よりおってご連絡がありますこと申し添えいたします。

記

1、義援金

一会員病院、3 万円以上

2、送金先

所属の当該支部

3、税務上の取扱

義援金については、各会員病院において、支出科目を分担金として計上し、支出した日の属する事業年度の損金の額に算入することができます。

これは、法人税法基本通達 9-7-15 の 4 「災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等」の要件を満たすことにより、その適用を受けることができます。

<照会先> 日精協事務局 財務部・事業部
TEL 03-5232-3311